

(資 料 提 供)
令和6年2月13日
自然環境課
内線 : 4260
外線 : 076-225-1477
畜産振興・防疫対策課
内線 : 4702
外線 : 076-225-1625

死亡野鳥における鳥インフルエンザウイルスの簡易検査の結果について

本日、羽咋市内で回収されたハシブトカラス5羽の死亡個体について、県の家畜保健衛生所で簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス「陽性」であることが確認されました。

今後、遺伝子検査のため、国立環境研究所（茨城県つくば市）に検体を送付し、高病原性の有無を確認予定であり、現時点では、高病原性鳥インフルエンザが確認されたわけではありません。

1 死亡個体の確認地点

羽咋市内

2 経緯

2月13日 ハシブトカラス5羽の死亡個体を回収、簡易検査の結果、
うち2羽で「陽性」

3 今後の対応について

(1) 半径3 km内にある家きん飼養施設に対する対応

既に立入検査を実施し、異常ないことを確認済み

(2) 県内の家きん飼養施設に対する対応

本日中午に、県内全ての家きん飼養施設に対し、情報提供及び注意喚起。

併せて、100羽以上の施設には改めて飼養衛生管理基準の遵守状況確認のための立入検査を実施するとともに、消石灰の配布（今シーズン3回目）による一斉消毒を実施。

(3) 庁内における情報共有

本日午後に関係部局に連絡（対策連絡会議を書面開催）

(4) 環境省による野鳥監視重点区域の指定

本日より野鳥監視重点区域として死亡野鳥の発見場所から
半径10 km圏内を指定

(5) 野鳥監視重点区域内の監視パトロール

明日14日から、河川やため池など、渡り鳥が多くみられる10地点程度で、
28日間（3月12日まで）実施

【留意事項】

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられていますので、鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをお願いいたします。

県民の皆様の冷静な行動をお願いいたします。

また、死亡野鳥を発見した場合は、県自然環境課やお近くの県農林総合事務所、市町役場にご連絡ください。

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から厳に慎むようお願いいたします。